

令和7年5月2日

信州大学入試課

信州大学過去問題の2次利用について

信州大学では、これまで本学の個別学力検査等の問題（以下、「過去問題」という。）の2次利用（更に複写し他者に配布したり、過去問題集を作成したり、インターネット上で掲載したりする場合等を含む。）については、事前に本学の承認を得ることとしていましたが、今後は下記に記載した条件を承諾した場合に、事前の承認を得ることなく事後報告のみで利用できるようにします。なお、問題の著作権が本学に帰属することにより変わりはありませんので、その利用に当たっては、本学の著作権上の権利を損ねることがないように十分注意してください。また、問題等の複製その他の利用により発生する問い合わせ及び質問等について、本学は一切関与しません。

記

- 1 2次利用した場合は、以下のフォームにより、一用途ごとに、成果物の公表から1ヶ月以内に報告してください。成果物の提出は原則不要とします。また、2次利用による成果物の再販等を行う場合は、再度の報告は不要です。ただし、内容の改訂又は再編集等を行った場合は、この限りではありません。
- 2 過去問題の一部又は全部を2次利用する場合は、本学の過去問題からの引用であることを必ず明示してください。
また、原本どおり利用できない場合は、改変したことを必ず明示してください。本学では、本学のホームページで過去問題の出題意図及び解答を公表しておりますが、ここで示したものの以外の解答例・解説等を掲載する場合は、本学が公表したものでないことを必ず明示してください。
なお、次の場合は、上記1に定める利用報告は不要です。
 - (1) 受験予定者が自主学習のために使用する場合
 - (2) 学校その他教育機関（営利目的で設置されているものを除く。）の教職員が教育の一環として使用する場合。
※過去問題の一部には、著作権保護のため著作物からの引用箇所を不掲載とし、出典のみを明記している場合があります。また、試験問題の性格上、出典を明示しない場合もあります。
 - (3) 過去問題のうち、本学以外の第三者に著作権があるものを2次利用する場合は、利用者の責任において著作権者（著作権処理を受託している団体等がある場合はその団体等）に対して、適切に許諾手続等を行ってください。

以上

[信州大学過去問題の2次利用報告へ](#)